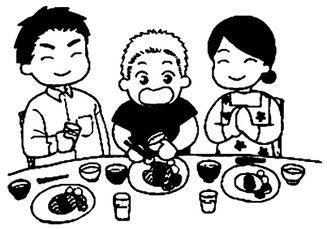
あかるいみらい



年　組

なまえ

はじめに…



松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」というこどものためのルールがあります。みんながしあわせにいきるためのルールです。「子どものけんり」は、子どもがあんしんして、げんきにせいかつするためのたいせつなルールです。子どもは、ごはんをたべること、べんきょうすること、ともだちとあそぶこと、じぶんのきもちをつたえることができます。こまったときは、大人にたすけてもらいながら、あんしんして大きくなることができます。



毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

「子どものけんり」がどんなものか、わかったでしょうか?

あなたに「けんり」があるように、まわりの人にも「けんり」があります!

あなたのことも、まわりの人のことも、たいせつにしましょう。

もし、あなたの「けんり」がたいせつにされていないとおもったら、まわりのおとなや友だち、「こころのすず」におはなししてみましょう。

こころのすず(そうだん室)

あなたが、かなしいとき、こまったとき、だれかに話を聞いてほしいときは、「こころのすず」にお話ししてください。



すずちゃん

●いつ?　月～木・土曜日　ごご1時から6時
　　金曜日　ごご1時から8時

●どうやって?

でんわ	0120−200−195 (むりょう)
メール	kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
あいに行く	松本市役所大手事務所2階

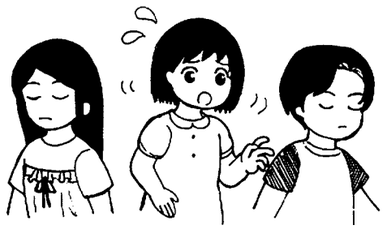
令和8年度　子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」　ステップ1
令和8年10月発行

発行　松本市・松本市教育委員会
編集　松本市こども若者部こども育成課・松本市教育委員会教育政策課教育研修センター
問い合わせ　松本市こども若者部こども育成課　こども政策担当
住所：〒390-8620　松本市丸の内3−7
電話：0263-34-3291　ファックス：0263-34-3309



※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

① こんなとき どんなきもち?



なかよくしたいのに
むしされる
あいてにしてくれない



わからないことがあっても
おしえてもらえない



じぶんのかんがえがあっても
こわくていえない
きいてもらえない



やりたいことがあっても
やらせてもらえない

② じぶんは どんなときに こまるかな?

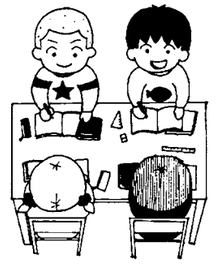
③ みんなには けんりがあるよ

1　子どもはじぶんがたいせつにされているとかんじながら、大きくなるけんりがあります。



2　さべつやいじめからまもられ、あんしんしていきるけんりがあります。

3　じぶんのきもちやかんがえをたいせつにして、じぶんらしくいきるけんりがあります。



4　学校へいったり、ともだちとあそんだり、ちくのぎょうじにさんかできたりするけんりがあります。

④ けんりの つかいかた

じぶんがすきなこと、こまっていること
おうちの人(ひと)や、学校の先生(せんせい)に話(はなし)をしてみよう。
そして、きになることはきいてみよう。



こころやからだは、自分(じぶん)のもの。
いやなことは、「いや」といえる。
ともだちや大人もたいせつにしよう。
まいにちちょっとずつできることをやってみよう!

